

# 世界と日本のアニマルウェルフェア 畜産ビジネスの新展開(3) —養牛産業におけるAW食品ビジネスとイノベーション—

## 第10回 主体別アニマルウェルフェア評価基準の比較と フードチェーン開発の進化

松木 洋一<sup>1</sup>

1 日本獣医生命科学大学 名誉教授 (Yoichi Matsuki)

### はじめに

世界の畜産業は、人間が生きる糧＝畜産食品を獲得するために高い効率性と生産性の向上を実現するシステム、すなわち家畜の自由を閉じ込める工場的な集約飼養システムを開発してきた。

農業はモノとしての食品を生産供給する産業として見られてきたが、農畜産物は作物や家畜の生育の結果として人間に与えられているのであって、工業製品のような人工的に創造したモノではない、という認識が欠如しがちである。

人間が生きるためには他の生物(作物や家畜)のいのちを食べざるを得ない宿命があり、しかもその生物のいのちを育てる活動から逃れることが出来ないという矛盾がある。

他の生物の“いのち”を育てる人間の行動とその“いのち”を刈取ないし賭殺する行動は、“いのち”から“モノ”への異次元の変換過程である。

この変換過程を人間は日常的に行っているのであるが、経済学的な論理としてどう認識するかが最大の問題である。本稿では難題であるので直接取り扱わないが、従来から進められてきた農畜産業と食品産業との社会的分業論やインテグレーション論、アグリフードシステム論の対象として展開されることを期待したい。

以上述べた異次元の変換過程が畜産業の現実的な改革の進展いわゆる「畜産革命」の実態においてみることが出来る。モノの集約的生産システムである工場的畜産システムからアニマルウェルフェア畜産システムへの改善が、21世紀の世界の畜産業界において焦眉の課題となっているのである。「家畜はモノではない。感受性のある生命存在である。」という基本認識と「家畜の5つの自由・Five Freedomsの促進」というアニマルウェルフェア畜産の理念が世界の畜産業に大きな影響を与えている。

しかしながら欧米畜産先進国から始まったアニマルウェルフェア畜産の理念と現実的な改革が世界的に拡大するにつれ、その理念の内容と評価基準などと各国畜産業の実態との齟齬を見直す必要が生じており、目指す方向(基準など)と現段階の実態把握が重要となっている。

アニマルウェルフェア畜産の改善をすすめている主体には、政府系組織の政策による振興と民間企業による市場経済システム開発の両面がみられる。それ故、まずアニマルウェルフェア畜産とは何かの用語定義を論じた上で、各国政府および国連など政府組織 GO (Governmental Organization) の法的な政策による基準の動向と民間組織 NGO (Non-Governmental Organization) の市場経済システムによる評価基準レベルの動向についての特徴を取り上げ、次いでAW肉牛産業分野でのアグリフードシステムの進展を取り上げることにする。

## 1. アニマルウェルフェア畜産の定義

Animal Welfare(動物福祉, 本稿では以降の叙述では略称 AW を用いる)の Wel-fare(一般的訳語; 福祉)の語源的意味は, “(人間も動物も)満たされて Wel, 生きている fare” と捉えられるので, Farm Animal Welfare(家畜福祉, 以降では略称 FAW を用いる)を「家畜が最終的な死を迎えるまでの飼育過程において, ストレスから自由で, 行動要求が満たされた健康的な生活ができる状態」を表す用語として定義した<sup>注1</sup>。

そして, アニマルウェルフェア畜産(家畜福祉畜産)とは, 家畜をそのような「行動要求満足度の高い生活状態で飼育する」生産システムであるとともに, そのことによって人も家畜から安全で質の高い「ウェルフェア食品」と人間のストレスを軽減するセラピー効果のある「癒し力」をも与えられるという, 人と家畜とが相互依存する「ウェルフェア共生システム」と定義する。

しかも, “ウェルフェア共生システム”で生産されるこれら2つのウェルフェア商品(食品とセラピーサービス)の価値を実現するためには, 生産段階に従事する人たちだけでなく, 流通業, 食品加工業, レストラン等の飲食業に従事する人たちと共に, かつ最終消費者である多様な人々がアニマルウェルフェアを重視するライフスタイルをめざして, 生産活動と生活活動を結びつけるあらたな市場社会的ネットワークであるアニマルウェルフェア フードシステムの開発が不可欠である。

## 2. 各国政府および国連などの行政主体による 肉牛 FAW 基準の動向

### 1) EU 政府による動物福祉政策の展開と肉牛 FAW 基準の特徴

#### (1) EU 政府の家畜福祉政策の展開

EU 政府の家畜福祉政策は二つの法令的および補助政策的な流れがある。

一つは動物福祉の先進国であるイギリスが制定した「農業法の家畜への虐待防止条項」が反映し, 欧州評議会および EEC 理事会によって 1978 年に発効した「農用動物保護に関する欧州協定」を源流とする一連の法令である。この「協定」によって EU 理事会は, 1980 年代後半から主要な家畜別の保護指令を發布し, 現在まで改正がなされているがなおも改善の論議が進行している。

二つは, 1962 年に制定された共通農業政策 CAP による産業としての畜産業および食品産業における家畜福祉政策である。

また, 両者とは独立した公的なものとしては, 1980 年代に発生した BSE(通称・狂牛病)による食品安全問題に取り組む「ヨーロッパ食品安全機関 EFSA」が, その科学小委員会の中に「動物の健康と福祉問題」を設置し, 家畜福祉対策について厳しい提案を実施している。2010 年ブリュッセル宣言では 2018 年度までに雄子豚の外科的去勢の廃止が出されたが, それを助言したことが一例である。

前者の「保護基準」指令においては, すでに「採卵鶏保護の最低基準」指令は「バタリーケージ飼育」禁止, 「養豚保護」指令は「繋ぎ飼い」禁止, 「妊娠豚ストール」禁止, 「断尾」禁止などが定められたが, いまだ多くの加盟国では必ずしも遵守されていない。そのような法的規制と現実進行との矛盾を解決する課題があるのであり, EU はその解決策とより高度で科学的な家畜福祉飼育システムを開発するためのリファレンスセンター EURCW を設立し, 2019 年度から EURCW-Pig プロジェクトを実施している。

後者の CAP は、2013 年改革によって 2020 年までの農業農村開発の強化をめざしているが、財政難を理由に農業者への直接支払い制度の見直しがなされている。家畜福祉政策は、「農村開発規則」の中の農業環境事業の一つとして位置づけられており、EU の法定家畜福祉基準より以上の高い活動を農業者に要求するクロスコンプライアンス(重畳的基準遵守事項)を必須条件としている。

以上のように、EU 政府の家畜福祉政策との矛盾を抱えている各加盟国において、工場の畜産から AW 畜産への転換という“畜産革命”の進展が、「動物の 5 つの自由」原則に基づいて実施されているかどうかをレビューする段階にきている。むしろ、CAP など公的な AW 畜産の支援政策が後退する状況のなかで、農業者、食品企業、動物保護団体、消費者が連携して開発しつつある AW 畜産商品ブランドと AW フードシステムによる“AW 市場経済化”の実態を加盟国ごとに把握することが重要となっている<sup>注2</sup>。

## (2)EU における肉牛アニマルウェルフェアの基準

牛に関する特別指令(Directive)は子牛を除き存在しないが、成牛に関しては 1988 年に常置委員会が要望(Recommendation)を提出し、そこでは尾切断の禁止と出来る限りの去勢の回避を謳っている。全ての家畜の飼養管理は「農用家畜保護指令」98/58/EC で規制されている。

飼養管理に関する全般的配慮は 1976 年「農用家畜保護欧州協定」(Convention)として欧州審議会(Council of Europe)でまず採択され、78 年には欧州共同体の決定(Dicision)78/923/EEC、92 年には改正議定書(Amendment)承認を経て、98 年 7 月 20 日に EC の指令として法的拘束力を持つに至っている。

配慮の内容を以下に簡単に紹介する。

1. **管理者**：技能・知識・専門的能力を有する十分な数の家畜管理者をそろえる
2. **点検**：1 日 1 回は家畜を点検し、点検が容易に行えるように照明を準備し、疾病や損傷にある家畜は速やかに手当する。回復しない場合は獣医の指示を仰ぐ。必要に応じて、乾燥した安楽な敷料を備えた寝床を準備し隔離する。
3. **記帳**：獣医学的処置や死亡率を記録し、少なくとも 3 年間は保管する。
4. **動きの自由**：不必要な苦痛や損傷を起こしうる方法で拘束しない。常時あるいは定期的に繋留・拘束する場合、生理的・行動的要求にそった空間を与える。
5. **畜舎・収容施設**：収容施設の材料・付帯設備は無害で、衛生的にする。鋭利な角や突起を作らない。空気循環・塵・気温・湿度・ガスの各レベルは侵害的で無いようにする。常時暗黒下あるいは常時照明下で飼育しない。
6. **屋外飼育**：必要に応じて、悪天候・捕食獣・健康危害から庇護する。
7. **自動・機械的装置**：家畜の健康と福祉に関わる自動機器は 1 日 1 回は点検する。欠陥があれば即座に修理し、不可能なら家畜の健康と福祉を守るべく適切な対応をとる。人工換気の場合は、バックアップシステムと警報システムを備え、定期点検する。
8. **給餌・給水・それ以外の給与**：健康の維持および栄養要求を満たすべく十分量の餌を与える。不必要な苦痛や損傷を起こす餌を与えない。生理的要求にあった間隔で給餌する。水分要求量にあった給水をする。給餌・給水施設は汚染されず、家畜同士の競争による弊害を最少にできるように設計・構築・設置する。その他の給与は、治療・予防目的を除き、健康や福祉を阻害しないようにする。
9. **繁殖**：自然及び人工を問わず、苦痛や損傷を起こしうる繁殖・授精法を実施しない。遺伝子型あるいは表型型から健康や福祉を阻害する可能性がある場合、農用目的で飼育すべき

でない。1996年4月29日発効の指令96/22/ECはホルモン作用および甲状腺妨害機能をするある種の物質およびbeta-アゴニスト(成長促進剤)の畜産での使用を禁じている<sup>注3</sup>。

## 2) 国連機関等およびOIEの家畜福祉政策の動向

国際連合では1987年に「持続可能な開発」というコンセプトが作られ、1992年のリオ・デ・ジャネイロ地球サミットから数十年間にわたって「環境と開発」問題が取り扱われてきた。関連して、国連食糧農業機関FAOは2018年に第10回「食糧と農業のためのグローバルフォーラム」を開催し、2030年までに「持続可能な畜産」物のアグリフードシステムを実現するために重要な4つの事項をあげている。すなわち①食品安全、②生活向上、③気象変動危機対策・環境保全とともに、④“家畜の健康と福祉”が重視されている。

世界動物保健機関 World Organization for Animal Health (2003年に改名、旧称OIE:国際獣疫事務局)は、動物の疾病流行を回避するための対策を国際的に調整する機関として設立された。最近の活動で注目されるのは、2002年第70回OIE総会で新しい目的として追加された「動物福祉」と「食品安全」についてのガイドラインの作成である。そして、OIEは2005年以来、世界の畜産業を動物福祉に基づく畜産に転換するために、畜種別の家畜生産システムにおけるアニマルウェルフェア飼育基準を策定している。2012年には肉用牛の家畜福祉基準、2013年にはブロイラーの家畜福祉基準、2015年には乳牛の家畜福祉基準、2018年には養豚の家畜福祉基準が採決された。2020年総会で採卵鶏の家畜福祉基準が検討され成立する予定であったが、新型コロナウイルス流行の影響で総会が2021年に延期されたので採決されれば主要な畜種の世界家畜福祉基準が完成するであろう。

OIE(世界動物保健機関)による世界家畜福祉基準の作成は2005年決定の家畜の「陸路輸送」「海路輸送」「屠殺」「防疫目的の殺処分」における動物福祉基準の後、加盟国間の論議が続きやっと2012年から畜種別の基準が策定されている。すなわち「アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム」の基準が昨年2012年につくられ、2013年5月の総会では「アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム」の基準が採決され、2015年には乳用牛、2018年には養豚、2020年のコロナウイルスで延期された採卵鶏の基準が2021年には総会で採決される予定である。これらの基準の評価方法として重要な点は、両者とも畜舎などの飼育手段の設計についてよりも、福祉の状態を測る拠り所として肉用牛や肉用鶏の動物の状態(飼育の結果に基づく評価基準)に置いていることである。「アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム」における福祉の基準を測る指標として次の8つがあげられている。

- ①**挙動**: 摂食量の減退、呼吸促迫、息切れ、特定の挙動の繰り返し、攻撃的、沈鬱または異常な挙動
- ②**罹患率**: 疾患、跛行、術後合併症、負傷率を含む罹患率、また死後検査は家畜の死因を確定するために有用
- ③**死亡率**: 年月日単位に定期的に記録すべきである
- ④**体重と身体の状態(栄養状態)**: 悪いボディコンディションスコアBCSと顕著な体重減少は、福祉が損なわれているかどうかの指標となり得る。
- ⑤**繁殖効率**: 悪い繁殖成績(発情休止期あるいは産後期間の延長、低受胎率、高流産率、高難産率)から動物福祉の問題が示唆される
- ⑥**外見**: 外部寄生虫の有無、異常な被毛の色調または感触、糞や泥による過度な汚れ、脱水、衰弱

⑦不適切な取扱い時の反応：保定枠または誘導路を出る早さ、保定枠内または誘導路における挙動スコア、滑るまたは倒れる動物の割合、電気式の追い棒により移動する動物の割合、囲いや門にぶつかる動物の割合、管理中に負傷(角、肢の損傷、裂傷など)した動物の割合、保定中に声を上げる動物の割合

⑧通常の管理手技に起因する合併症：術後の感染や腫脹、ハエ蛆症、死亡率

また、これらの動物福祉の状態を測る指標に関連して評価する推奨事項として「防疫措置と動物衛生」、「環境」、「管理」があげられている。

### 3) Codex 有機畜産物ガイドラインと JAS 有機畜産物の日本農林規格(2018 年改正)の比較

コーデックス有機畜産ガイドラインは、一般原則、家畜の源/由来、有機への転換、栄養、衛生管理、家畜の飼養方法、輸送及び屠畜、畜舎構造、放牧地の条件、排泄物の管理、記録および個体識別の計 53 項目について定めている。

ガイドラインの中で特に注目したいのは、動物の健康と福祉つまりアニマルウェルフェアに関しての項目である。家畜の飼育は生き物への配慮と責任、尊厳のある姿勢でなされるべきであるとして、「除角、断尾、抜歯などを行なってはならない」「家畜の生育条件と環境管理においては、家畜の特殊な行動要求を考慮し、自由な日常生活ができ同じ種の動物仲間と一緒にいることができる環境、異常な行動やけが、病気の予防、家畜にとって必要十分な新鮮な新鮮な空気と自然光、家畜の健康と活気を維持できる飼料と新鮮な水等が用意されていなければならない」「畜舎は床は滑りやすくはならず、全面を簀の子または格子構造としてはならない」「心地よく清潔で乾いた十分な広さの休息場所を有し、十分な乾いた敷き藁がしかれていなければならない」「子牛は単房にいれてはならない」「家畜のつなぎ害は所管官庁の許可がない限り認めない」「全てのほ乳類は草地放牧地にアクセスできなければならない」「家畜の輸送においてはケガや苦痛がないような静かでやさしい方法が採用されるべきである。」「家畜の屠殺ではストレスと苦痛が最小限のような方法がとられるべきである」など誕生から屠畜されるまで事細かな項目が定められている<sup>注4</sup>。

有機家畜生産のガイドラインでは動物福祉も重視されており、そのために飼養密度制限や家畜の残虐な扱いの禁止などがなされている。日本農林規格は残虐な扱いを防止する規定をコーデックスのガイドラインに準じて設けているものの、家畜の自由行動や快適性を確保する観点からは次の点で国際レベルから遅れている。

(1)牛のつなぎ飼いを無条件で認めている。(2)放牧草地での家畜飼養を無視している。(3)工業的家禽飼養(ケージ飼養)の排除を明確に打ち出していない、と指摘されている<sup>注5</sup>。

### 4) 日本の農林水産省・(社団)畜産技術協会の飼養管理指針

AW 畜産が食品安全との関係で世界的に注目されたのはイギリスなど EU において 1980 年代から発生してきた BSE(通称狂牛病)危害問題といわれる。EU では 2002 年に食品安全機関(EFSA)が設立され、その主要業務には EU 委員会及び加盟国に食品安全についての科学的意見を提供することとなっており、8 つの科学小委員会の中に「動物の健康と福祉問題」科学小委員会がある。この委員会からは BSE 問題に関連して家畜の福祉問題についての絶えず科学的な提言が出されている。日本においても 2001 年に BSE 感染牛が確認され、2003 年に食品安全基本法が制定されて食品安全委員会が開設されたが、EU のような家畜福祉についてリスク分析するための科学委員会が設置されないままである。日本政府の食品安全政策のなかには家畜福祉のコンセプトが皆無のままなのである。

戦後日本の動物保護に関係する法律は、1973年に国会議員立法によって「動物の保護及び管理に関する法律」が制定され、1999年には「動物の愛護及び管理に関する法律」へ名称変更がなされた。その後も部分改正が度重なっているが主に犬や猫のペットを対象としたものであり、家畜を対象とする産業動物についてのAWについての法的基準は定められていない。そのため家畜福祉についての立法による政策的な措置がなされていない現状が続いており、農林水産省の外郭団体である畜産技術協会が後述するような家畜福祉市民団体や研究者の家畜福祉推進活動と連動して、2005年-2006年に協会主催の形で創られ、実際は農林水産省畜産振興対策室と環境省が主導する「家畜福祉に配慮した家畜の取り扱いに関する検討会」を開設した。その後2007年度から検討会の名称を変更して「日本型アニマルウェルフェア対応飼養管理確立推進事業」を開始し、2011年度までに畜種別の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を策定した。

また、2010年度から農林水産省消費・安全政策課が「OIE連絡協議会」（産業界、技術研究者、学識経験者、消費者などとの意見交換会）を年2回開催してOIE原案に日本としてのコメントを行っているが、「飼養管理指針」もそのOIEの畜種別アニマルウェルフェアガイドラインの策定と改定に対応して改定されている。以上のような法的な基盤のない家畜福祉の行政政策には限界があり、世界的な家畜福祉畜産基準の確立に対応するためには日本の民間企業の経済および市民生活活動の進化が要となろう。

日本は欧米の肉食文明とことなり「伝統的に動物食はなかった」という見方が根付いてきたこともあって、人間と動物との関係論や家畜福祉論についての取り組みが弱い。原始時代の人類の狩猟漁猟と採集による食生活は日本も例外ではないが、古代から近世までは殺生禁止・動物食禁止の多くの法令が公布されたが、近代以降は忘却された。明治維新以降の西洋文明化・肉食文化への転換を経て、戦後の経済成長政策の一環である農業基本法の選択的拡大政策が工場的な集約畜産システムを欧米諸国から導入した<sup>6</sup>。

その欧米畜産先進国が工場的畜産システムからアニマルウェルフェア畜産システムに転換しているのであるが、日本の農業政策の現状はその基本理念である家畜福祉価値観が欠如したままである。農林水産省の外郭団体である畜産技術協会が「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を2011年に策定しているが、法令に基づきかつ補助事業があるような畜産政策になっていないため、畜産生産者の6～7割はその「飼養管理指針」自体も知らない現状である。日本もOIEのFAWに対応するために、農林水産省・(社団)畜産技術協会が策定した「飼養管理指針」では家畜福祉という訳語は使用せず、「アニマルウェルフェア」を用語にすることにしており、FAWを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義している。しかしながら、快適性とは英語ではComfortであり、生産性向上を目的とした「Cow Comfort カウコンフォート；乳牛の快適性」などとして使われている飼育技術の用語に依拠しているなど、アニマルウェルフェア概念の根本的な目標とは異なるものといえよう<sup>7</sup>。

### 3. NGO 民間企業主体による肉牛 AW 基準と市場経済システム

#### 1) 国際的 AW フードシステムの進展

OIEの世界家畜福祉基準の完成が間近になって、WTOなどの貿易ルールに反映されることで、企業が活発にFAW食品についての経済活動に取り組みつつある。その国際的な企業活動として、2000年以来UNEP国連環境計画の公認団体であるGRI(Global Reporting Initiative)が持続的社会の発展に貢献する目的で企業の社会的責任(CSR)を規定する国際基準を策定し、「食品加工会社」を

対象とするガイドラインを2015年9月に公表している。そのガイドラインには、食品加工会社の社会的責任としての家畜福祉の取り組みの開示が指示されている。日本においてはまだこのGRIガイドラインを使用する企業は1割強(世界平均では6割強)に過ぎないが、AW食品の需給拡大に伴い、GRIガイドラインへの対応が問われる。

また、2016年12月1日に、国際的な標準である国際規格を策定する非政府組織NGOの国際標準化機構(ISO)は、技術仕様書TS34700「アニマルウェルフェア マネージメント—フードサプライチェーンの組織に対する一般要求事項及びガイダンス」を制定した。今回のTS規格は、食品と飼料生産におけるアニマルウェルフェアを確実に進めるためにOIEの世界家畜福祉基準を実行するためのマネージメント手段を提供するためのものである。そして、フードチェーンの主体である企業間の取引において、その家畜福祉原則を具体的に実現するためのものとされている。

## 2) 多国籍食品企業のFAWビジネスベンチマーク(評価指標BBFAW)によるフードチェーン開発

多国籍食品企業の多くは世界的で大規模なフードチェーンをすでに経営しており、その食品素材(卵、肉、牛乳など)の購入先であるサプライヤー畜産農場での生産方法についてもチェーン契約の条件としている。それゆえ、食品企業がフードチェーンにおいてFAW(Farm Animal Welfare)食品を新商品として位置づけ、FAW生産ガイドラインを策定し、そのガイドラインによる取引契約を農場に条件付けることが、農場におけるFAW畜産システムへの改革につながるという論理である。

多国籍食品大企業のFAWビジネス開発の動きに対応して、それを世界的に支援する組織Business Benchmark on Farm Animal Welfare; BBFAW(家畜福祉ビジネス評価指標)<sup>注8</sup>が2012年に設立された。BBFAWは、食品企業のFAWについての事業内容と実績を投資家、企業、NGO、チェーン利害関係者にむけて情報を発信する目的をもっている。とくに、FAWベンチャービジネスを育成するための資金調達を可能とする新たな金融市場の形成を促しておりその目的からも共同開設者としてベンチャーキャピタルが財政的パートナーとなっている。このように、多国籍食品企業とベンチャービジネス投資金融企業、動物保護団体が世界的な市場経済システムでのFAWフードチェーンを開発し促進することによって、食品企業と投資企業の「投資家コミュニティ」での収益を追求する手段としてFAWを推進しようとする論理をBBFAWは基本としているといえよう。

## 3) 動物保護団体と食品企業による肉牛・牛肉フードチェーンによる肉牛牛肉FAW評価基準

### (1) 世界農業支援(思いやり)非営利団体CIWFによる牛FAW評価基準レベル

世界農業への思い入れが深い支援団体であるCIWF; Compassion in World Farmingは家畜福祉を目的とする主体別の福祉基準の比較検討をしている。下記のような指標による評価基準を設け、他の組織の基準が自より高いかどうかを位置づけている。CIWFは、畜種別の家畜(ブロイラーチキン、産卵鶏、雌ブタ、肉豚、乳牛、子牛)について10か国にある先進的な家畜福祉推進機関34をCIWFの主要な評価項目から比較分析している。肉牛Beef Cattleとしては取り上げられていないので、本稿では「乳牛、乳子牛」の基準を準じて考察することにする。

CIWFは表1のように、最初に自らの基準の内容について「乳牛」と「乳子牛」について15項目の福祉評価項目をとりあげ、諸機関の基準がそのCIWFの基準レベルにどのように適合しているかどうかを分析している。本稿ではその結果のいくつかを事例的に取り上げる。

表1 CIWFの乳牛および子牛の福祉基準による評価項目(OIEとの比較)

| 乳牛の主な福祉評価項目            |                                                                        |     |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----|
| 福祉評価項目                 | CIWF                                                                   | OIE |
| ① 畜舎飼いの牛には十分な広さがあるか    | 少なくとも頭数の5%以上多い数の牛房があり、使用できる                                            | ×   |
| ② 繋ぎ飼いを禁止しているか         | 禁止している                                                                 | ×   |
| ③ 牛の健康と福祉を常時観察する体制があるか | 常時観察、跛行・乳房炎・低ボディコンディションの軽減、寿命の改善の体制                                    | ○   |
| ④ 牛に快適な寝床があるか          | ゴムマットは快適な寝床とは看做さない                                                     | △   |
| ⑤ 牛には十分な放牧がされているか      | 最低でも一日4時間、年間で100日間放牧されている                                              | △   |
| ⑥ 断尾を禁止しているか           | 禁止している                                                                 | △   |
| ⑦ 貴機関はCIWF福祉基準に適合しているか | 適合している                                                                 | ×   |
| 乳子牛の主な福祉評価項目           |                                                                        |     |
| ⑧ 子牛は生後から群飼されているか      | 当日から群飼している                                                             | △   |
| ⑨ 子牛に快適な寝床があるか         | 深ワラの寝床、換気の良い牛房                                                         | △   |
| ⑩ 鎮痛処置のない除角を禁止しているか    | 禁止している                                                                 | △   |
| ⑪ 去勢を禁止しているか           | 禁止している                                                                 | ×   |
| ⑫ 生後6時間以内に初乳を飲ませているか   | 飲ませている                                                                 | ×   |
| ⑬ 十分な繊維質飼料を与えているか      | ミルクの不断給餌あるいは栄養不足を避けるためのミルク代替品の給餌、<br>2週齢後から鉄分(50mg/kg)を補給するための粗飼料の不断給餌 | △   |
| ⑭ 輸送時間を最大8時間に限定しているか   | 限定している                                                                 | ×   |
| ⑮ 貴機関はCIWF福祉基準に適合しているか | 適合している                                                                 | ×   |

乳牛の福祉評価項目のうち、①「畜舎飼いの牛は十分な広さがあるか」については、「牛房は使用に余分にある」と○と評価している。②「繋ぎ飼い」は禁止している。③健康・福祉の観察では、「常時観察、跛行・乳房炎・低ボディコンディションの軽減、寿命の改善の体制」がされている。④寝床にゴムマットは使用していない。⑤「放牧を最低一日あたり4時間、年間で100日間されている」。⑥「断尾」は禁止している。⑦CIWFは総合的に○で乳牛福祉基準を満たしていると自己評価している。

乳子牛の福祉評価項目のうち、⑧「生まれた当日から群飼している」。⑨深いワラ寝床および換気のよい牛房で飼育されている。⑩除角は禁止している。⑪去勢は禁止している。⑫初乳を生後6時間以内に飲ませている。⑬十分な粗飼料とミルク、鉄分を不断給餌している。⑭輸送時間は最大8時間以内としている。⑮CIWFは総合的に○で乳子牛福祉基準を満たしていると自己評価している。

以上のようにCIWFが家畜福祉福祉基準を相対的に厳しいレベルであると自己評価し、他の先進的な家畜福祉機関を分析しているが、事例的に先のOIEの世界家畜福祉基準はこのCIWF基準レベルに達していない「×」と評価している(△は緩和条件などや要望、勧告などの表示によって厳格な制限や禁止条項がない場合である)。

## (2) 英国王立動物虐待防止協会 RSPCA の肉牛評価基準とアグリフードシステム

英国王立動物虐待防止協会は1824年にイギリスで設立された世界でもっとも歴史のある動物福祉の非営利団体である。多くの動物福祉にかかわる法律の成立などを主導してきたとともに、福祉食品を促進するためにフリーダムフードというブランドをつくり、アグリフードシステムを形成してきた<sup>注9</sup>。



しかしながら、RSPCAは2015年からフリーダムフードというブランド名から“RSPCA アシュワード”というブランド名に変更しているが、その理由は動物福祉の原則である「5つの自由 Five Freedom」に基づくフリーダムフードという事業は「理想」ないし「願望」でありすぎるという批判に応えるものであった。すなわち、旧ラベルの事業ではすべての家畜が放牧飼育されて



いるかのようにとらわれがちであり実態的でないということで、新ラベルのスキームでは屋内飼養および集約的飼養の家畜も承認されることになっている。

フリーダムフードの時代から RSPCA は家畜福祉要求についての改善をしてきているが、例えば分娩クレートは禁止されたが、他方では離乳が自然離乳前に実施されること、舎内での器具による歯切りや器具外科的去勢が許可されているなど、RSPCA に非集約的畜産を期待してきた消費者には失望が残っているといわれている。

「肉牛のための RSPCA 福祉基準」は、「5つの自由」原則を基にしており、飲食、環境、マネージメント、健康、福祉成果、輸送、屠殺についての基準が作成されている(RSPCA Welfare standards for Beef Cattle 2020)。

詳細は本稿では取り上げないが、RSPCA アシユアードと CIWF の福祉基準との比較をみると OIE に比してもかなり福祉レベルの高い基準が作られている。CIWF と適合していない福祉項目は、「放牧」で「最低放牧日数が提示されず、要望がある」だけで、それが「CIWF 基準と不適合」の最大理由となっている。乳子牛基準(肉牛に準じて)「群飼い」が不徹底、「去勢」は去勢カンシを使用許可しているなど、CIWF よりも低いレベルと評価されている。

表2 RSPCA Assured の乳牛および子牛の福祉基準についての CIWF による評価比較

| 乳牛の主な福祉評価項目            |   |                                   |     |
|------------------------|---|-----------------------------------|-----|
| CIWF福祉評価項目             |   | RSPCA Assured UK                  | OIE |
| ① 畜舎飼いの牛には十分な広さがあるか    | ○ |                                   | ×   |
| ② 繋ぎ飼いを禁止しているか         | ○ |                                   | ×   |
| ③ 牛の健康と福祉を常時観察する体制があるか | ○ |                                   | ○   |
| ④ 牛に快適な寝床があるか          | ○ |                                   | △   |
| ⑤ 牛には十分な放牧がされているか      | △ | 牧草地との出入は義務としているが、最低放牧日数は提示せず、要望のみ | △   |
| ⑥ 断尾を禁止しているか           | ○ |                                   | △   |
| ⑦ 貴機関はCIWF福祉基準に適合しているか | △ | 放牧日数を定めていないので                     | ×   |
| 乳子牛の主な福祉評価項目           |   |                                   |     |
| ⑧ 子牛は生後から群飼されているか      | × | 8週令までの子牛の群馴れ飼育はしているが              | △   |
| ⑨ 子牛に快適な寝床があるか         | ○ |                                   | △   |
| ⑩ 鎮痛処置のない除角を禁止しているか    | ○ |                                   | △   |
| ⑪ 去勢を禁止しているか           | × | 鎮痛処理して去勢カンシの使用を許可している             | ×   |
| ⑫ 生後6時間内に初乳を飲ませているか    | ○ |                                   | ×   |
| ⑬ 十分な繊維質飼料を与えているか      | ○ |                                   | △   |
| ⑭ 輸送時間を最大8時間に限定しているか   | ○ |                                   | ×   |
| ⑮ 貴機関はCIWF福祉基準に適合しているか | × |                                   | ×   |

### (3) Beter Leven の肉用牛福祉基準とアグリフードシステムの開発

2001年に非政府組織 NGO のオランダ動物保護協会 DB ; Dierenbescherming (英名 SPA ; Dutch Society for the Protection of Animals, 1864年設立・会員18万人)は、ワゲニンゲン大学研究センターWUR ; Wageningen University Research Center に家畜福祉チェーン開発研究プロジェクト Diergericht Ketten Ontwerp を委託した。



DB と大学との論議から「適正な動物福祉 good animal welfare」概念を「動物の要求が満たされている適正な状態(動物は自らはそれを表現できないから専門家が科学的に把握する)」と定義した。

研究プロジェクトの最終年度 2007 年には、DB は AW 改善された農場施設で生産された肉製品に「ベターレーベン商標 Beter Leven Kenmerk: “(家畜と人が)より満足する生活” 商標」を開発し認証することになった<sup>注10</sup>。

2007 年に Beter Leven 認証ラベリングシステムが開始され、最初は養鶏部門に適用された。現在までに 4 千万以上の家畜(有機家畜は除く)がこのマークをつけて出荷されている。

動物保護団体である DB が家畜福祉食品の生産システムの認証に関与するようになった理由は、オランダの家畜福祉を理念とする有機畜産(EKO)による福祉飼育頭数がオランダの家畜頭数 4 億 5 千万のうちの 1%でしかなく、農業者も慣行畜産から有機畜産にそれほど転換しないなど、成長が進んでいないという現実から来ている。

Beter Leven の福祉食品はアルバートハインなどの大手スーパーマーケットがチェーンに参加しており、2018 年から 2019 年食品総売上高の増加率が 4.2%に対し、Beter Leven の売上高は 25%増加しており、有機畜産物は 5%増にすぎない。2008 年つ初年度の売上高が 68 百万ユーロであり、その後年々飛躍的に伸長し、2019 年度は 2299 百万ユーロで 34 倍となった。福祉畜産食品の中でもっとも増加したのが食肉と食肉加工品であった<sup>注11</sup>。

Beter Leven 商標ラベルの所有者は DB であるが、認証主体は別組織 Beter Leven Label Foundation であり、ラベル事業での収益を受領していない。また、農場や屠場などへの監査も EU の規則に従って認証組織によってなされており、DB は動物保護運動の主体として自立している。

DB が設定し所有している Beter Leven 商標の肉牛福祉基準は表 3 のように、3 つのレベルによって☆スターの数が与えられている。一つ星「1 スター」、二つ星「2 スター」、三つ星「3 スター」であり、有機畜産は 3 スターとして認証されている。

表 3 Beter Leven の肉用牛福祉基準

|              | 1スター ☆                         | 2スター ☆☆                        | 3スター ☆☆☆                       |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 放 牧          | 最低 年間150日、一日8時間                | 最低 年間180日、一日12時間               | 最低 年間210日、一日12時間               |
| 牛舎内 乳牛及び去勢雄牛 | 最大 生涯期間1/5、5ヶ月間                | 最大 生涯期間1/5、4ヶ月間                | 最大 生涯期間1/5、3ヶ月間                |
| 肥育 雄牛        | 1歳から                           | 1歳から                           | 1歳から                           |
| 牛舎内の飼養面積     | 700kg 生体あたり 5.4 m <sup>2</sup> | 700kg 生体あたり 6.6 m <sup>2</sup> | 700kg 生体あたり 8.5 m <sup>2</sup> |
| 母子牛の同居期間     | 最低 3ヶ月間、乳肉兼用種は 14 日間           | 最低 5ヶ月間                        | 最低 6ヶ月間                        |
| ロープ繋ぎ式       | 禁止                             | 禁止                             | 禁止                             |
| 帝王切開         | 主な品種では帝王切開禁止                   | 主な品種では帝王切開禁止                   | 主な品種では帝王切開禁止                   |
| 手術 去勢        | 局所麻酔および術後無痛の場合は許可              | 局所麻酔および術後無痛の場合は許可              | 局所麻酔および術後無痛の場合は許可              |

「放牧」では、1 スター Beter Leven は「最低放牧日数は年間 150 日、一日 8 時間」であり、スターが上がるほど日数と時間が多くなって、有機畜産に匹敵する 3 スターでは「年間 210 日、一日 12 時間」となっている。

「牛舎内での肥育」では、1 スター「最大 生涯期間の 5 分の 1、5 ヶ月まで」であり、スターが上がるほど肥育月間を少なくしており、3 スターでは「最大 3 ヶ月間まで」としている。

「牛舎内の飼養面積」では、1 スターが「生体重 700kg 当り 5.4 m<sup>2</sup>」であり、スターが上がるほど面積が大きくなり、3 スターでは「8.5m<sup>2</sup>」と肉牛の自由行動がしやすくなるように規定されている。

「母子と子牛との同居条件」では、1 スターは「最低 3 ヶ月間、乳肉兼用種では 14 日間」であり、スターが上がるほど同居期間が長くなって 3 スターでは「最低 6 ヶ月間」である。

「ロープ繋ぎ式」は、すべて禁止である。

「帝王切開」分娩もすべて禁止である。

「去勢」は「局所麻酔および術後無痛の場合は許可」されているが、EU では 2018 年およびオランダでは 2015 年から外科的去勢廃止が進められている。

#### (4) G・A・P のフードチェーンによる肉牛牛肉評価基準レベル

世界動物パートナーシップ Global Animal Partnership (G.A.P) は、農業者、 食品事業者(流通事業者を含む)、消費者、動物保護運動者、科学者の連携パートナーシップによってアニマルウェルフェア畜産フードシステムを開発することを目的として、その動物福祉評価基準を作成している。

基本理念は①いかなる種類の家畜の虐待をしないこと、②世界的な動物福祉原則である「Five Freedom 動物の 5 つの自由」を承認する③「5 つの自由」に基づいた福祉畜産フードシステムのチェーンを各パートナーとビジネス化する。

その基準として後述するような 5 段階(Steps)の福祉評価を確立しており、しかも G.A.P は専門科学者(博士号を持つ農業者を含む)を中心とした作成業務を「基準設定者」として担当しており、その認証業務は第三者の認証者(Earthclaims LLC, IMI Global INC, AUS-MEAT LTD)に依頼し、また独立した監査者体制(15 ヶ月ごとに農場を監査)を置いている。

G.A.P が先述してきた家畜保護運動体が中核となって確立してきた基準およびフードシステム事業と異なるのは、発起者の前身が小さな自然食品店であったことである。現在では、多国籍食品企業のホールフーズマーケット Whole Foods Market Inc として成長し、米国、カナダ、イギリス、オーストラリア、チリ等において福祉畜産とフードチェーンビジネスをすすめている。また、2017 年には巨大 IT 企業であるアマゾン Amazon.com によって買収され、グローバルな通販システムによって家畜福祉食品市場を拡大している。

#### 【GAP 家畜福祉食品表示プログラムの基準】

GAP の家畜福祉認定プログラムは、肉牛、豚、ブロイラー、採卵鶏、七面鳥の飼育された条件に基づいて家畜福祉ロゴを 5 つにレベル化しており、それによって食品企業や消費者などに、福祉畜産食品の生産システムを公表している。5 段階の数値が大きいほど、家畜の飼育環境はより高くなっており、家畜がより自然環境下で自由な行動ができているかどうかを模倣して評価する視点がある。

第 1 ステップ：ケイジ禁止、クレート禁止、密飼禁止

第 2 ステップ：エンリッチ飼育環境

第 3 ステップ：舎外への出入りの増進

第 4 ステップ：採草放牧地での飼育中心

第 5 ステップ：家畜中心(外科的処置などによる変換禁止)

第 5 プラスステップ：家畜中心(同一牧場での終生飼育)

この 5 ステップ生産システムは牧場が立地する地理的気候を考慮して畜種別に設定されており、農家、牧場主、科学者、獣医、認証機関、業界の専門家、科学諮問委員会、食品会社からの情報を取り入れることにより、標準開発プロセスは科学的知識と実用化の両方を包括的に組み合わせたものとなっている。家畜福祉科学に基づく基準とは、とかく大学や農業試験研究所などアカデミックな研究成果に依拠されやすいが、G.A.P 農場の動物福祉チームは畜産と食品ビジネスのバックグラウンドを持つ研究科学者で構成されているので、現場で実証されつつある経験知が重要視されている<sup>注 12</sup>。

## 【G.A.P.の5ステップ肉牛福祉基準の特徴】

肉牛の福祉基準の5段階ステップは、表4のようであるが、他の畜種の場合のようにステップ③の「舎外との出入れ」は設定されていない。これはステップ①から放牧を大前提としているので、あえて放牧地との出入れの必要がないからである。ステップ④から⑤までの「放牧」時間は肉牛の生活過程の75%以上の設定が要求されており、最高レベルの「5プラス」では「家畜中心」であり、かつ同一牧場で終生飼育されることが期待されている。

表4 G.A.P.の主要な肉牛福祉基準

| 5ステップ                                                                                                   | 放 牧                                   | フィードロット                         | 去 勢   | 除 角  | 離 乳    | 輸送時間         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|-------|------|--------|--------------|
| <br>密飼は禁止              | 肥育過程以外は牧草地放牧<br><br>最低でも50%以上の放牧時間とする | フィードロットにおける悪天候では避難所で牛を保護す       | 6ヶ月齢前 | 6週齢前 | 6ヶ月齢以後 | 最大25時間       |
| <br>エンリッチ飼育環境          | 肥育過程以外は牧草地放牧<br><br>最低でも50%以上の放牧時間とする | フィードロットはなるべく避け、他のエンリッチメント飼育に換える | 6ヶ月齢前 | 6週齢前 | 6ヶ月齢以後 | 最大16時間       |
| <br>肉牛は「舎外出入り」ステップ③なし |                                       |                                 |       |      |        |              |
| <br>牧草地放牧中心          | 牧草地での常時放牧<br><br>最低でも75%以上の放牧時間とする    | フィードロットは禁止                      | 3ヶ月齢前 | 6週齢前 | 6ヶ月齢以後 | 最大16時間       |
| <br>家畜中心             | 牧草地での常時放牧<br><br>最低でも75%以上の放牧時間とする    | フィードロットは禁止                      | 禁止    | 禁止   | 8ヶ月齢以後 | 最大16時間       |
| ⑤+ 家畜中心<br>同一牧場で終生飼育                                                                                    | 牧草地での常時放牧                             | フィードロットは禁止                      | 禁止    | 禁止   | 自然離乳   | 移動なし<br>終生飼育 |

他の主要な基準指標としての「フィードロット」(大規模集約的密外システム)は転換ないし制限から高い福祉飼育段階では「フィードロットは禁止」となっている。

去勢や除角についても、レベルの低い段階では6ヶ月令前では許可されているが、最高レベルのステップでは禁止である。除角の手術は第1ステップからステップ4までは6週令前までは許可されている。第5レベルでは禁止である。離乳はレベルアップによってステップ5までは6ヶ月令から8ヶ月令と長期が評価されており、第5プラスでは「自然離乳」と家畜の自然環境的な自由が高く目標とされている。

以上のように北米とオーストラリア地域が中心ではあるが、G.A.Pの5Steps家畜福祉評価基準によるアグリフードシステムにおいて、4億1600万頭の家畜、3800牧場、5000アウトレット店、1200種商品の供給チェーンが実現されている。

家畜福祉のレベルの格付けなどを行い実態にあわせたチェーンの開発によってより高い家畜福祉への向上をめざす流通業者のビジネスが、今後の世界のアニマルウェルフェア畜産の進化にとっても主力となる可能性が期待される。

## おわりに

農畜産業を従来のように「食品“モノ”を生産する」産業とすると「生産性の向上」が主要な命題となる。それに対し、家畜は「感受性のある生命存在である」とすると「動物の生来の行動の自由」を実現するアニマルウェルフェア畜産は「農業生態系の向上」が基本的な命題と考えられる。すなわち動物は、自然環境に近い条件下の生活を享受することでのみ生来の能力を発揮できる、という考えが基本にある。

世界的に認められた有機畜産ガイドラインは、「生物多様性、生物サイクルおよび土壌生物活性を含む、農業生態系の健全さを推進し高めるような総合的生産管理システム」である有機農業の一環として位置づけられており、特に有機畜産ガイドラインには、アニマルウェルフェア重視の飼養、輸送、と畜の方式が定められている。

その後、有機畜産の進展の遅れもあって、独自にアニマルウェルフェア畜産の推進活動が強化されているが、国や国連とともに多様な民間事業者が主体的に家畜福祉に関する基準を設定している。

この多様な基準のどれを評価し活用するか選択の問題が生じている。総合的にみると基準の大半は「動物の5つの自由」を原則としているが、家畜の行動の自由を実現するための具体的な方式は様々であり、その相対的な比較レベルも異なっている。

OIEや日本の飼養管理指針は「生産システム」に限定した基準であり、食品企業や消費者と連携する多様なチェーン開発の視点が欠如している。EUのWQブランドの開発も、EU政策が直接支払い補助政策の軽減を市場経済メカニズムに傾斜する方針で作られたもので、民間事業者が進めている家畜福祉アグリフードチェーンの起業につながっていない。

アニマルウェルフェア畜産システムのあるべき「動物の5つの自由」の実現を科学的に進めていくための試行がされているが、アカデミック研究室での畜産学や獣医学の研究者の成果が必ずしも家畜と飼育者が生活している場の改善のために有効な知見となっていない。法的および政策的な基準には理論的な研究成果が反映し易く、現場が即応不可能なものになりがちである。一方の実業現場では経営感覚が重視されることから、家畜の自由についての客観的な観察が不足しがちである。

そのような視点からすると本稿で若干取り上げてきたいいくつかの主体に類似した試みが見受けられる。

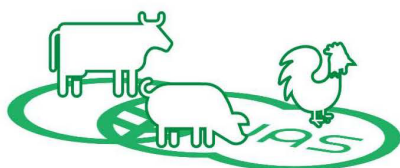
世界動物パートナーシップ GAP の事例では、基準設定者、認定者、監査者、家畜飼育者、食品事業者、消費者が共同してフードチェーンを構築し、それぞれの主体が独立した役割を担っている。とくに、基準の「科学的根拠」が重視されることから、その「科学」的な成果を大学や研究所などのアカデミック研究者の専有事項ではなく、動物福祉チームには学位をもつ実務家も参加して検討している。いわゆる「現場に明るい研究者」と「実務行動を記録し観察分析できる実業者」とが相互に実証研究成果と経験知を交換する場を設置し、フィールドバックしながら共通認識できる家畜福祉基準の改善に挑んでいる。このような研究成果と事業現場で培われる経験知との結合が上記のような矛盾を解決する目安であろう。また、5ステップの認証方式は、実態に即したレベルの多様性と段階性が認められており、Step by Step でアニマルウェルフェア牧場を改善している。

以上のような多様な主体別のアニマルウェルフェア事業の分析によって科学的な家畜福祉基準の不断の改善がなされ、それにもとづくフードチェーンの選択が進化するとと思われる。

## 参 考 文 献

- 注1 松木洋一編著『日本と世界のアニマルウェルフェア畜産上巻』 はじめに 養賢堂 2016
- 注2 松木洋一「欧米先進国の“畜産革命”と日本社会の現状」日本農業年報 65 農林統計協会 2019
- 注3 佐藤衆介「EUにおけるアニマルウェルフェアの基準(牛)」松木洋一・永松美希編著『日本とEUの有機畜産』第4章2 農文協出版 2004
- 注4 永松美希「コーデックス有機畜産ガイドライン」松木・永松編著『日本とEUの有機畜産第3章2』 農文協出版 2004
- 注5 西尾道徳著「No.29 有機畜産関連の日本農林規格告知」
- 注6 松木洋一「日本のアニマルウェルフェア畜産の現状と展開方向」畜産の研究第73巻9号 養賢堂 2019
- 注7 岡井 健「酪農の家畜福祉」松木洋一編著『21世紀の畜産革命』下巻第3章2. 養賢堂 2018
- <似て非なる「カウコンフォート」> 外見上の家畜の飼養環境を改善して、気持ちいい状態にしてやろうとする”技術”の紹介が「カウコンフォート」と呼ばれ紹介されている。しかし、この技術は基本的には、乳量の損失をなくすための技術だといえる。牛舎換気やベッドの敷料を乾燥させたり十分な敷料を失わないようにしたりすることは、乳牛にとって非常に快適な環境を作ることになる。カウコンフォート技術は、乳牛に最大限の生産能力を発揮してもらうためのものである。こうした技術は、一見家畜を大切に扱い生命ある個体として扱うように見えるが、考え方そのものが乳牛の生命を問わない生産機械とする視点であるといえる。カウコンフォートの考え方は、家畜を生命ある個体と捉える家畜福祉の概念と基本的に大きく異なるものである。
- 注8 松木洋一「序章 アニマルウェルフェアフードシステム開発の論理」ベンチマーク評価表を参照、前掲『21世紀の畜産革命』下巻 養賢堂 2018
- 注9 植木美希「イギリスの家畜福祉ブランド及びチェーン開発の状況」松木洋一編著『21世紀の畜産革命』 養賢堂 2018。
- 注10 松木洋一「オランダのアニマルウェルフェア畜産の育成とフードチェーン開発」『21世紀の畜産革命』 養賢堂 2018
- 注11 Keurmerken rapport 2019, Iri
- 注12 PILOT G.A.P. Policy Manual 2014, updated 2020

## 【農業畜産情報】



## 2020年7月16日から 有機の畜産食品には JASマークが必要です！

※農産物等に関しては、現行制度が引き続き継続されます！

有機農産物とその加工食品は、「有機〇〇」などと表示するために、JAS認証とJASマーク（）が必要なのはご存じでしょうか。

2020年7月16日からは、新たに有機畜産物（牛肉、卵など）とその加工食品（ハム、チーズ、ミルクチョコレートなど）にも、JAS認証とJASマーク（）が必要になります※。

### 外国有機認証品は「有機〇〇」などと表示できるの？

7月16日までに、米国、カナダ、スイス及びオーストラリアの4カ国と日本との間で、有機同等性※の取り決めがされる予定です。

これらの国で生産され、これらの国の制度で認証された有機畜産物とその加工食品は、有機同等性を利用して輸入し、「有機〇〇」などと表示することが出来ます。

※他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うこと

### 有機同等性を利用した場合の手続きの違い

〈米国、カナダ、スイス  
及びオーストラリア〉  
認証輸入業者による  
有機JASマークの貼付が必要！



〈それ以外の国や地域〉

製造者が有機JAS認証を取得していなければ「有機〇〇」と表示ができない！



【対象となる畜産食品や事業者などの情報は、裏面をご覧ください。】

※ はちみつ等は、対象外となります。

※ 有機JASマークなしに「有機」等と表示した場合、農林水産大臣が表示の除去や販売の禁止等を命じることがあります。この命令に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）に処されることがあります。



## 対象となる畜産食品※の例

※ 家畜（牛、馬、めん羊、山羊及び豚）又は  
家禽（鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも）由来に限られます。

（加工食品の中で畜産物が5%以上  
含有しているものは対象）



牛肉



牛乳



チーズ

ハム



バター



チョコレート



アイスクリーム



クッキー

## 対象となる事業者

畜産物や畜産原料加工食品の

- ✓生産者 ✓と殺業者 ✓流通業者 ✓加工業者  
✓販売業者 ✓輸入業者

**輸入業者も新たにJAS認証が必要です！**

## 表示記載例

- 有機畜産物
- 有機畜産物〇〇又は  
〇〇（有機畜産物）
- 有機〇〇又は〇〇（有機）
- オーガニック〇〇又は  
〇〇（オーガニック）

## 移行期間

- 2020年7月16日以降に表示を付す場合は、規制の対象になります。これは、2020年7月16日より前に生産、製造又は加工された畜産物又はその加工食品であっても同様です。
- 輸入品については、2020年7月16日以降に輸入業者が次の作業をする場合は、規制の対象になります。

✓販売      ✓販売の委託      ✓販売のための陳列 など



有機JASマークの妖精  
ジャスマロ

- ・米国、カナダ、スイス及びオーストラリア以外の国や地域については、製造者が有機JAS認証を取得していなければ「有機〇〇」と表示ができない！
- ・クッキーやアイスクリームのように原材料に畜産物が5%以上含有している畜産食品が対象！

—お問い合わせ—

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

■ 本部 TEL: 050-3481-6023  
横浜事務所 TEL: 050-3481-6024  
■ 札幌センター TEL: 050-3481-6021  
■ 仙台センター TEL: 050-3481-6022

■ 福岡センター TEL: 050-3481-6027  
■ 名古屋センター TEL: 050-3481-6025  
■ 神戸センター TEL: 050-3481-6026

★ ホームページアドレス <http://www.famic.go.jp/syokuhin/jas/index.html>  
（農林水産消費安全技術センターは農林水産省所管の独立行政法人です）



2020.6.15

農林水産省